

輸出コーディネート活動業務委託仕様書（台湾・ASEAN）

1 業務の目的

本業務は、台湾をターゲットとした農畜水産物の販路拡大を図るため、県内企業に対する専門的な知見を有するコーディネーターによる伴走型支援の実施や、海外市場のニーズ・トレンドの分析をはじめ、市場特性に応じた戦略的な展開によるブランド価値の向上及び認知度拡大を目的とする。

2 業務の名称

輸出コーディネート活動業務

3 委託期間

契約締結日から最長で令和9年3月19日までとする。

4 業務委託の内容

（1）取扱品目

本県産の農畜水産物（きんかんは必須）

（2）対象国

台湾、ASEAN（シンガポール以外）

（3）業務内容

- ・県内企業への情報提供や相談対応に関すること
- ・本県産の農畜水産物の認知度向上に関すること
- ・県内企業の販路開拓・拡大の支援に関すること
- ・商談機会の創出に関すること
- ・台湾でのきんかんプロモーションに関すること
- ・その他（県産品の輸出拡大のために必要と認められること）

（4）対象外経費

次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- ・5万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- ・会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
- ・団体等へ加入するための負担金
- ・租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）
- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

5 その他

（1）一般事項等

- ・受託者は、常に県と密接な連携を図り、効率的進行に努めること。
- ・本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、県と協議して定めること。

（2）事務処理

- ・支出の内容を証する証拠書類を整備し、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ・業務従事者の活動内容、事業者への支援、イベントの実施等、事業実績（任意様式）については、契約期間終了後速やかに県へ報告すること。